

養護老人ホーム 千松園

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護



事業所の名称

外部サービス利用型特定施設 養護老人ホーム 千松園

社会福祉法人 海の里

養護老人ホーム 千松園

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人海の里が開設し、養護老人ホーム 千松園で実施する外部サービス利用型特定施設 養護老人ホーム 千松園(以下「事業所」という)が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業、並びに外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業(以下併せて「外部サービス利用型(指定介護予防)指定特定施設入居者生活介護」という)の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者並びに要支援者(以下「利用者」という)に対し、適正な外部サービス利用型(指定介護予防)指定特定施設入居者生活介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は外部サービス利用型(指定介護予防)指定特定施設入居者生活介護の提供に当って、特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という)による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供する事により、利用者が要介護並びに要支援状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営む事ができるようにする。

(従業者の職種、人数及び職務内容)

第3条 (1) 管理者 1 名

管理者として園長が兼任し、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行います。

(2) 生活相談員 3 名以上

生活相談員は利用者又はその家族からの相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行なう。

(3) 介護職員 8 名以上

介護職員は利用者の自立に向けた生活介護支援、並びに日常生活の充実に努め、心身の状況に応じて適切な介護、並びに介護予防を行う。

(4) 看護職員 1 名以上

看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、看護業務内での処置・対応、健康管理、保健衛生指導、相談にあたる。

(5) 計画作成担当者 1 名以上

計画作成担当者は利用者に対して、介護並びに支援サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した特定施設サービス計画を作成する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 (1) 名 称 外部サービス利用型特定施設 養護老人ホーム 千松園

(2) 所在地 高知市十津 2 丁目 12-1

(入居定員及び居室数)

第5条 入居者定員は 80 名とする。居室は個室 48 室・2 人部屋 16 室である。

(内容及び手続きの説明並びに契約締結等)

第 6 条 事業所は、サービスの提供開始に際して予め、利用者又はその家族に対して運営規定の概要を示す重要事項を記した文書を交付して説明を行い、外部サービス利用型(指定介護予防)指定特定施設入居者生活介護に関する契約を締結する。

2. 契約締結後、重要事項等の変更があった場合には、利用者又はその家族に対し、変更内容を記した文書により説明、同意を得るものとする。
3. 事業所は前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認する。

(外部サービス利用型(指定介護予防)指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 7 条 事業所は利用者の要介護並びに要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行う。

2. 事業者はサービス提供に当って懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められた時は、サービス提供方法等について十分な説明を行う。
3. 事業者はサービス提供に当って、利用者又は他の利用者及び入居者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。尚、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。
4. 事業所は、自ら外部サービス利用型(指定介護予防)指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(相談及び援助)

第 8 条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に必要な助言、その他の援助を行なう。

(特定施設サービス計画の作成)

第 9 条 事業所の計画作成担当者は、利用者の有する能力及びその置かれている環境等の評価を通じて利用者のニーズを把握すると共に、利用者並びにその家族の意向を踏まえ、利用者が自立した日常生活を営む事ができるよう、事業所及び他の特定施設職員と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成する。

2. 前項の特定施設サービス計画の作成に当っては、その原案を予め利用者又はその家族に説明し同意を得ると共に、当該計画を作成し利用者に交付する。

(利用料その他の費用)

第 10 条 外部サービス利用型(指定介護予防)指定特定施設入居者生活介護のサービス提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法廷代理受領サービスに該当する場合はその介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2. その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その「利用者」に負担させることが必要と認められるものについては、その実費を徴収する。

(利用料の変更)

第 11 条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化、その他止むを得ない場合は、前条に規定する利用料を変更する事ができる。

2. 事業所は、前項により利用料を変更する場合は、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

(受託居宅サービス事業所の種類・名称と所在地等)

第 12 条 事業所が外部サービスを委託する指定居宅サービス事業所は次のとおりとする。

(1) 訪問介護事業所

- ①事業所の種類 指定訪問介護・指定第一号訪問介護事業所
指定番号 高知県 3970103341 号
- ②事業所の名称 ホームヘルパーステーション 千松園
- ③事業所の住所 高知市十津 2 丁目 12-1

(2) 訪問看護事業所

- ①事業所の種類 指定訪問看護事業所 指定番号 高知県 3960190290 号
- ②事業所の名称 訪問看護ステーション 海の里
- ③事業所の住所 高知市仁井田 1618-3

(3) 通所介護事業所

- ①事業所の種類 指定通所介護事業所 指定番号 高知県 3970100115 号
- ②事業所の名称 通所介護事業所 なぎさ
- ③事業所の住所 高知市仁井田 1618-18

(4) 通所リハビリテーション事業所

- ①事業所の種類 指定通所リハビリテーション事業所 指定番号 高知県 3950180038 号
- ②事業所の名称 介護老人保健施設シルバーマリン 通所リハビリテーション
- ③事業所の住所 高知市仁井田 1612-21

(5) 指定福祉用具貸与事業所

- ①事業所の種類 指定福祉用具貸与事業所 指定番号 福祉用具貸与 3970100206 号
- ②事業所の名称 篠原化学薬品株式会社
- ③事業所の住所 高知市南御座 9-41

(6) 通所リハビリテーション事業所

- ①事業所の種類 指定通所リハビリテーション事業 指定番号 高知県 3910117054 号
- ②事業所の名称 さんさんクリニック
- ③事業所の住所 高知市鷹匠町 1 丁目 1 番 8 号

(7) 指定福祉用具貸与事業所

- ①事業所の種類 指定福祉用具貸与事業所 指定番号 福祉用具貸与 3970104919 号
- ②事業所の名称 株式会社トーカイ
- ③事業所の住所 高知市南久保 14 番地 10 号

(8) 指定福祉用具貸与事業所

- ①事業所の種類 指定福祉用具貸与事業所 指定番号 福祉用具貸与 3970103820 号
- ②事業所の名称 株式会社翼高知
- ③事業所の住所 高知市介良乙 1027 番地 5 コーポ 和 1F

(9) 指定福祉用具貸与事業所

- ①事業所の種類 指定福祉用具貸与事業所 指定番号 福祉用具貸与 3970101477 号
- ②事業所の名称 有限会社オフィスウエハラケアカンパニー
- ③事業所の住所 高知市高見町 192-5

(利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続)

第 13 条 居室の移動については適切な介護並びに介護予防サービスの提供にあたり事業所並びに受託居宅サービス事業所の従業者が必要と認めた場合には、利用者又はご家族と協議による承認の上、居室の移動をお願いすることがあります。その場合の手続きについては、居室移動承認書に署名・押印を頂くこととする。

(事業所の利用の際に留意すべき事項に当たっての留意事項)

第 14 条 飲酒、暴力行為等諸問題により、他の利用者又は入居者に迷惑をかけたり、事故が予測される場合には退居をしてもらう。

- 2. 外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て、事業所の許可を得て行う。
- 3. 事業所は、利用者又はその家族が希望する場合、所持金や預貯金等を預ることができる。
- 4. その他入居生活上の規則を定め、重要事項説明書にて説明の上、契約書により同意を得るものとする。

(病状緊急時の対応)

第 15 条 事業所は、利用者の心身状態に急変が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡すると共に、できるだけ速やかにその家族に連絡するなどの必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応すると共に、市町村等関係機関に報告する。

(非常・災害対策)

第 17 条 消防法に規定する防火管理者を設置し、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計

画を立てておくと共に、非常災害に備えるため、定期的に通報、消火、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(掲示)

第 18 条 事業所内の見やすい場所に、運営規定並びに事業所の概要を示す重要事項の掲示を行う。

(秘密保持)

第 19 条 事業所の職員は、正当な理由が無く業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらさない。

2. 前項の職員は、退職又は異動により事業所等を離れた後においても、これ等の秘密を保持すべき必要な措置を講じておく。

(損害賠償)

第 20 条 事業所は契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、契約者に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。又、第 18 条に定める秘密保持に違反した場合も同様とする。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には利用者に置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとする。

2. 事業所は、前項の損害賠償責任が発生した時は速やかに履行するものとする。

(苦情処理)

第 21 条 提供したサービス又は事業所等への利用者若しくはその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配備、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束廃止・虐待防止に関する事項)

第 22 条 事業所は、虐待防止に関し、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。また、事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2. 身体拘束廃止・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

3. 身体拘束廃止・虐待防止に関する指針の整備

4. 職員に対し、身体的拘束等の適正化のため、虐待を防止するための定期的な研修の実施

5. 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(記録と整理)

第 23 条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。

2. 利用者へのサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結日より 5 年間の保存を行う。

(その他)

第 24 条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人海の里と管理者との協議に基づいて定めることとする。

(附則) この規定は平成 18 年 7 月 1 日から実施する。

(附則) この規定は平成 18 年 8 月 31 日一部改正
(シルバーマリンの通所リハビリテーション 事業を委託先に追加)。

(附則) この規定は平成 20 年 5 月 1 日一部改正
(訪問介護事業所の委託先を「みさと」から「千松園」に変更)。

(附則) この規定は平成 21 年 5 月 1 日一部改正
(篠原化学薬品株式会社の指定福祉用具貸与 事業を委託先に追加)。

(附則) この規定は平成 21 年 10 月 1 日一部改正
(さんさんクリニックの通所リハビリテーション 事業を委託先に追加)。

(附則) この規定は平成 24 年 3 月 26 日一部改正
(通所介護なぎさ、通所リハビリテーションのシルバーマリン・さんさんクリニックの営業時間記載変更)(外部サービス委託先事業所の記載名等を変更)

(附則) この規定は平成 24 年 4 月 1 日より改正

(附則) この規定は平成 24 年 7 月 15 日一部改正
(①株式会社トーカイ、②株式会社翼高知、③有限会社オフィスウエハラケアカンパニーの 3 事業者を指定福祉用具貸与事業委託先に追加)。

(附則) この規定は平成 30 年 6 月 1 日一部改正
(第 10 条 第 1 項 利用料負担割合の変更)。

(附則) この規定は令和 5 年 8 月 1 日一部改正
(第 22 条 追加 身体拘束廃止・虐待防止に関する事項)。